

びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部と
滋賀中央信用金庫・湖東信用金庫との包括的連携協定書

びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部（以下「甲」という。）と滋賀中央信用金庫（以下「乙」という。）・湖東信用金庫（以下「丙」という。）は、相互の包括的連携に関する取り組みを円滑に進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙・丙が包括的な連携のもと、伝統的建造物群保存地区を活かした新観光コンテンツの創造として県が推奨する近江米「みずかがみ」の“おむすび”を3季節、3地区で無料提供することにより、滋賀県をおもてなし県として位置づけ、観光誘致を行うことで、地域内での新たなビジネスを支援し活性化に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条

- 1 甲及び乙・丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携する。
 - (1) 歴史資源を活かした観光まちづくりの推進に関すること。
 - (2) 地域の課題解決に取り組み社会貢献に資すること。
 - (3) 伝統的建造物群保存地区内の空き町屋活用の推進に関すること。
 - (4) 創業支援および新産業の創出による地域経済の活性化に資すること。
 - (5) 大学が保有する資源を還元・普及することで地域社会の発展に資すること。
 - (6) セミナー開催等により地域課題解決に取り組む人材育成に資すること。
 - (7) 地域連携においてサポート等に資すること。
- 2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙丙協議の上、取組毎に別途取り決める。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙・丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出た場合は、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（秘密保持義務）

第4条

- 1 甲及び乙・丙は、第2条に定める連携事項の実施にあたり知り得たすべての情報（公知となったものを除く。以下「秘密情報」という。）を、第1条に規定する目的以外に使用してはならない。

- 2 甲及び乙・丙は、秘密情報を相手方の書面による事前の同意なしに、第三者へ漏洩又は開示してはならない。
- 3 本協定の終了後も、甲及び乙・丙の秘密保持義務は消滅することなく、当該秘密情報が公知となった場合を除き、その秘密情報を保護しなければならない。
- 4 甲及び乙・丙のいずれかが本協定書に反したときは、それによって損害を被った者は、その損害の賠償を請求することができる。

（期間）

第5条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。

（費用）

第6条 本協定によるプロジェクト実施費用については、乙が750,000円、丙が750,000円を負担する。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙丙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙それぞれが署名の上、各自1通を保有する。

令和2年6月3日

(甲) 滋賀県東近江市布施町29番地

びわこ学院大学

びわこ学院大学短期大学部

学長

津田行司

(乙) 滋賀県近江八幡市桜宮町198番地

滋賀中央信用金庫

理事長

沼尾護

(丙) 滋賀県東近江市青葉町1-1

湖東信用金庫

理事長

山本純司